

前橋市一般職の職員の給与に関する条例の改正について（議案第 8 3 号）

職員課

1 改正の理由

国の職員に準じ、60歳を超える本市の職員の給与に関する特例等を定める。

2 主な内容

- (1) 60歳を超える職員（医師である職員を除く。）の給料については、当分の間、60歳時の7割の水準とする。
- (2) (1)の措置の適用を受け、かつ、管理監督職勤務上限年齢により降任等をされた職員に対して、当該年齢前の給料月額の7割の水準になるように管理監督職勤務上限年齢調整額を支給する。

3 施行期日

令和5年4月1日